

資治通鑑 第178卷

【隋紀二】 起玄默困敦，盡屠維協洽，凡八年。

●隋、統国訳漢文大成 經子史部 第10卷 208p

高祖文皇帝上之下開皇十二年（壬子，592年）

●春，二月，己巳（元嘉曆1月の可能性あり、5+60-43+1=23日），蜀王の秀を以て内史令兼右領軍大將軍と為す。

●〔何妥の告発で蘇威一党失脚〕國子博士の何妥は尚書右僕射の邳公の蘇威と議事を爭い，積んで相い能からず。威の子の夔は太子通事舍人（隋の制では八人、典書坊に属す）と為り，少きとき敏辯なりて，盛名有り，士大夫は多く之に附く。樂を議するに及び，夔は妥と各々持する所有り。百僚に詔して其の同じくする所を署せしめ，百僚は威の故を以て，夔に同する者は什に八九。妥は恚りて曰く、

「吾は席間丈を函ること（禮に、先生に侍坐するには、席間、丈を函ると。何妥は周の武帝の時、既に太岳博士となる）四十餘年，反って昨暮兒之屈する所と為る邪！」

遂に奏す、

「威は禮部尚書の盧愷、吏部侍郎（吏部尚書に属す）の薛道衡、尚書右丞の王弘、考功侍郎（吏部尚書に属す）の李同和等と共に朋黨を為す。省中には弘を呼んで世子と為し，同和を叔と為し，二人は威之子弟の如しと言う也。」（10-209p）

復た言う、

「威が曲道を以て其の從父弟の徹、肅を任じて罔冒して官と為す」

等數事を言う。上は蜀王の秀、上柱國の虞慶則等に命じて之を雜案せしむ，事は頗る狀有り。上は大いに怒る。秋，七月，乙巳（41-40+1=2日），威は坐して官爵を免ぜられ，開府儀同三司を以て第に就く。盧愷は除名され，知名之士の威に坐して罪を得る者は百餘人。

●初め，周室以來，選は清濁無し。愷が吏部を攝るに及び，薛道衡等と士流を甄別し，故に朋黨之謗りに涉り，以て罪を得るに至る。未だ幾くもなくして，上は曰く、

「蘇威は徳行の者なり，但だ人の誤まる所と為る耳！」

之に命じて籍を通じしむ（籍を殿中に通じ朝請に預かる）。威は好く條章を立て，毎歲民間の五品遜わざるを責む。或は答えて云う、

「管内に五品（五常）之家無し。」

其の相い應領せざること，類ね多くは此くの如し。又た餘糧簿を為り，有無をして相い贍わさ使めんと欲す。民部侍郎の郎茂は以為えらく，煩迂（煩雜迂遠）不急なりと，皆な奏して之を罷む。茂は，基（165卷梁の世祖承聖三年にあり）之子也，嘗て衛國令と為る。民の張元預という有り兄弟睦まず，丞尉（県に令丞尉を置く）は嚴刑を加えんと請い，茂は曰く、

「元預兄弟は本相い憎疾す，又た坐して罪を得れば，彌々其の仇を益さん，民を化する之意に非ざる也。」

乃ち徐に之を諭すに義を以てす。元預等は各々感悔し，頓首して罪を請い，遂に相い親睦し，稱して友悌と為す。

●己巳（5+60-40+1=26日），上は太廟（隋は四親廟を立て、各々孟月を以て享するに太牢を以てす）に享す。

●壬申（8+60-40+1=29日）晦，日之を食する有り。

●帝は天下の律を用いる者は多く春駁（続は踏駁、踏は乖く、駁は錯るなり）にして、罪同じく論異なるを以て、八月、甲戌（10-10+1=1日）、制す。諸州の死罪（続は死辜）は、輒ち決するを得ず、悉く大理に移して按覆（続は案覆）し、事^{おわ}盡りて（十分に取調べ終わる事）、然る後に省に上^{のぼ}して奏裁せしむ。」

●冬、十月、壬午（18-9+1=10日）、上は太廟に享す。十一月、辛亥（47-39+1=9日）、南郊に祀る。

●己未（55-39+1=17日）、新義公の韓擒虎は卒す。

●「賀若弼は怨望甚だしきも、功名により除名ですむ」十二月、乙酉（21-8+1=14日）、内史令の楊素を以て尚書右僕射と為し、高^{たか}頡と朝政を專掌せしむ。素の性は疏辯にして、高下心に在り、朝臣之内、頗る高^{たか}頡を推し、牛弘を敬い、厚く薛道衡を接し、蘇威を視ること蔑如（之を視ること無きが如きなり。輕易するなり）也、自餘の朝貴は、多く陵轢せらる。其の才藝風調は頡より優れる。誠を推し國を體し、物を處すること平當にして、宰相の識度有るに至り、頡に如^{しか}らざること遠し矣。右領軍の大將軍の賀若弼は、自ら謂えらく、功名は朝臣之右に出、毎に宰相を以て自ら許す。既に而して楊素は僕射と為り、弼は仍は將軍為り、甚だ平らかならず、言色に形^{あら}われ、是に由りて坐して免官せられ、怨望は愈々甚だし。之久しく、（10-210p）上は弼を獄に下し、之に謂って曰く、

「我は高^{たか}頡、楊素を以て宰相と為す、汝は毎に昌言（広く衆に明言す）して曰く、『此の二人は惟だ飯を啖らうに堪える耳！』是れ何の意也？」

弼は曰く、

「頡は、臣之故（敵×）人なり。素は、臣の舅の子なり。臣は並びて其の人と為りを知る、誠に此の語有り。」

公卿は弼が怨望し、罪は死に当たると奏す。上は曰く、

「臣下は法を守りて移らず、公は自ら活理を求める可し。」

弼は曰く、

「臣は至尊の威靈を恃みて、八千の兵を將いて江を渡り、陳叔寶を擒とし、竊に此を以て活を望む。」

上は曰く、

「此れ已に格外的重賞あり、何の追論するを用いん！」

弼は曰く、

「臣は已に格外的重賞を蒙り、今還りて格外に活を望む。」

既に而して上は低回（意を降して心を転じる）する者數日、其の功を惜しみ、特に令して除名す。歳餘にして、其の爵位を復し、上も亦た之を忌み、復た任使せず、然るに宴賜する毎に、之を遇すること甚だ厚し。

●「隋の府藏は満ち、減税実施」有司は上言す、

「府藏は皆な満ち、容れる所無し、廊廡（廊下庇）に積む。」

帝は曰く、

「朕は既に賦を民に薄くし、又大いに賜用（陳を平らげた將士に賞賜す）を経たり、何の爾るを得たる也？」

對えて曰く、

「入る者は常に出ずるより多く、略ぼ計るに毎年の賜用は、數百萬段に至るも、曾て減省（続は減損）する無し。」

是に於いて更に左藏院（漢の官に中藏令あり、晉に右藏黃藏令あり。ここで始めて左藏院を置く）を辟^{ひら}きて以て之を受く。詔して曰く、

「寧ろ人に積むも、府庫に藏する無し。河北、河東の今年の田租（田は租丁調を出す）は三分して一を減じ、

兵（兵は田を受けて畝を計りて功と為し、其の出づる所を以て器械を修め糗糧を備える）は半を減じ、功調は全く免ずるべし。」時に天下の戸口は歳ごとに増し、京輔（關中内）及び三河（河東・河南・河北）の地は少なく而して人は衆く、衣食は給せず、帝は乃ち使いを發して四出せしめ、天下之田を均しくし、其の狹郷は丁毎に才に二十畝に至り、老少は又た焉よりも少なし。

高祖文皇帝上之下開皇十三年（癸丑，593年）

●春，正月，壬子（48-38+1=11日），上は**感生帝**（隋は火徳を以て王たり、赤帝赤熛怒を以て感生帝と為す）を祀る。

●〔仁壽宮造營〕壬戌（58-38+1=21日），岐州に行幸す。二月，丙子（丙午×、12-7+1=6日），詔して仁壽宮（岐州普閬県にあり、陝西省關中道麟遊県の西百二十里、現・宝鸡市麟遊県）を岐州之北に營じ、**楊素**をして之を監ぜしむ。**素**は奏して前萊州（隋志に東萊郡に旧光州を置く。開皇五年に更めて萊州と名づける。山東省遼東道掖県、現・煙台市萊州市）刺史の**宇文愷**をして將作大匠（工作を掌る）を檢校（隋の制では未だ正官を除授せず其の努めを領する者を檢校官と為す）せしめ、記室の**封德彝**を土木監（土木を掌る、臨時の官）と為す。是に於いて山を夷げ谷を堙め以て宮殿を立つ、崇台累榭は閭闔、宛轉として相い屬す。役使は嚴急にして、丁夫は多く死し、疲屯顛仆すれば、坑坎に推填し、覆うに土石を以てし、因り而して築きて平地と為す。（10-211p）死者は以て萬を數える。

●丁亥（23-7+1=17日），上は岐州より至る。

●己卯（15-7+1=9日），皇孫の**暕**を立てて豫章王と為す。**暕**は，**廣**之子也。

●〔緯侯圖讖の禁止〕丁酉（33-7+1=27日），制す、

「私家には緯侯（緯書と尚書中候の合成語、神秘的儒書）、圖讖を藏するを得ず。」（狹義の緯書は、經書の注釈として、經書の内容に従って書かれた書物、緯書は、天文占など未来記としての讖記と同様の内容を含む。広義では、緯と讖とを総称して緯書と呼20。讖緯の説、讖緯思想とも呼ぶ。神話や伝説、迷信を含む一方、天文や暦法、地理などの史料を豊富に含む。前漢末から後漢にかけて隆盛し、後漢では内学とまで呼ばれた。緯書の原本は隋の煬帝により禁書処分されて散逸、wiki）

●秋，七月，戊辰（4+60-35+1=30日）晦，之を食する有り。

●〔宇文愷の明堂の模型〕是の歳，上は禮部尚書の**牛弘**等に命じて明堂の制度を議せしむ。**宇文愷**は明堂の木様（木の模型、重櫓・複廟・五房・四達・丈尺・規矩は皆準憑たり）を獻じ，上は有司に命じて安業裡（長安の南郭内にあり）の地を規度せしめ，將に之を立てんとす。而るに諸儒は異議し，之久しくして決せず，乃ち之を罷む。

●〔突厥〕〔突厥の都藍可汗は反覆して信無し〕上之陳を滅ぼす也，**陳叔寶**の屏風を以て突厥の**大義公主**に賜う。公主は其の宗國（北周）之覆るを以て，心は常に平らかならず，屏風に書し，詩を為り陳の亡びるを敘して以て自ら寄す。上は聞き而して之を惡み，禮賜は漸く薄し。彭公の**劉昶**は先に周の公主に尚し，流人の**楊欽**は亡げて突厥に入り，詐りて言う、

「**昶**は其の妻と亂を作し隋を攻めんと欲し，**欽**を遣わし來たりて密に**大義公主**に告げ，兵を發して邊を擾さしむ」

と。**都藍可汗**は之を信じ，乃ち職貢を修めず，頗る邊患を為す。上は車騎將軍（隋の制に階正五品、職事官に非ず）の**長孫晟**を遣わして突厥に使いし，**微**に之を觀察せしむ。公主は**晟**を見，言辭は不遜なり，又た私する所の胡人の**安遂迦**を遣わして**楊欽**と計議し，**都藍**を扇惑せしむ。**晟**は京師に至り，具に狀を以て聞す。

上は**晟**を遣わして往きて**欽**を索めしむ。**都藍**は與えず，曰く、

「客内を檢校するに此の色人（似たる人）は無し。」

晟は乃ち其の達官に賂し、欽の所在を知る。夜、掩いて之を獲り、以て都藍に示し、因りて公主の私事を^{あば}發き、國人は大いに以て恥と為す。都藍は安遂迦等を執り、並せて以て晟に付す。上は大いに喜び、開府儀同三司を加授し、仍ほ遣わして突厥に入りて公主を廢せしむ。内史侍郎の裴矩は都藍を説き公主を殺さ使めんと請う。時に處羅侯之子の染干は、突利可汗と號し、北方に居り、遣使して婚を求め、上は裴矩をして之に謂わ使めて曰く、

「當に大義公主を殺すべし、乃ち婚を許さん。」

突利は復た之を都藍に譖し、都藍は因りて怒りを發し、公主を殺し、更に表して婚を請う。(隋は)朝議して將に之を許さんとす。長孫晟は曰く、

「臣は雍虞閭(都藍)を觀るに反覆して信無し、直だ玷厥(西突厥可汗の達頭)と隙有るを以て、國家に依倚せんと欲する所以なり、與に婚を為すと雖も、終に當に叛き去るべし。今若し公主に尚するを得れば、威靈を承藉し、玷厥、染干は必ず其の征發(統は徵發)を受けん。強くし而して更に反すれば、後に恐らくは圖り難し。且つ染干なる者は、處羅侯之子なり、素より誠款有り、今に於いて兩代なり、前に通婚を乞う。之を許すに如かず。招きて南に従ら令めれば、兵は少く力は弱く、撫馴す可きこと易し、雍虞閭に敵せ使め以て邊捍と為さん。」

上は曰く、

「善し。」

と、復た晟を遣わして染干を慰諭せしめ、公主に尚するを許す。

● 〔祖孝孫は雅樂を參定〕 牛弘は協律郎(隋の制は太常に協律郎二人あり)の范陽(隋志に涿郡涿県に旧范陽郡を置くと。京兆涿県、現・北京市朝陽区)の祖孝孫等をして雅樂を參定せ使む(10-212p)。(祖孝孫は)陳の陽山(南海郡含洄県に梁は陽山郡を置く)太守の毛爽に従いて京房の律法を受け、管を布き灰を飛ばし、月に順いて皆な驗あり。又た律毎に五音を生じ、十二律六十音を為し、因り而して之を六とし、三百六十音を為り、分けて一歳之日に直て以て七音に配し、而して旋^{めく}りて宮を相い為す之法は、是に由りて著名なり。弘等は乃ち奏下(統は奏)す、

「請う復た旋宮の法を用いん」

と、上は猶ほ何妥之言(前卷九年にあり)を記し、弘の奏に注して下し、旋宮を作すを聽さず、但だ黃鍾の一宮を用いしむ。是に於いて弘等は復た奏を為し、上の意に附順し、其の前代の金石並びに之を銷毀し、以て異議を息む。弘等は又た武舞を作り、以て隋之功德を象す。郊廟の饗には一調を用い(ただ黃鍾の一宮を用いる)、迎氣には五調を用いる(春は角を用い、夏は徵、中央は宮、秋は商、冬は羽を用いるをいう)。舊工は稍く盡き、其の餘の聲律は、皆な復た通じず。

高祖文皇帝上之下開皇十四年(甲寅、594年)

● 〔樂は成るも萬寶常は滅亡を予想〕 春、三月、樂は成る。夏、四月、乙丑(1-1+1=1日)、詔して新樂を行い、且つ曰く、

「民間の音樂は、流僻して日久し、其の舊體を棄て、競いて繁聲を造る。宜しく禁約を加え、務めて其の本を存すべし。」

萬寶常は太常の奏する所の樂を聽き、泫然として泣いて曰く、

「樂聲は淫厲にし而して哀し、天下は久しからず、將に盡さん！」

時に四海は全盛なり、聞く者は皆な然らずと謂う。大業之末（煬帝の末年）、其の言は卒に驗あり。**寶常**は貧に而して子無く、之久しく、竟に餓死す。且に死せんとし、悉く其の書（萬寶常は樂譜 64 卷を撰し、其の八音旋りて宮を相為すの法・絃を改め柱を移すの變を論じ、84 調 144 律と為し、1800 聲に終わる。之を為せば、手に応じて曲を為す）を取りて之を燒き、曰く、

「此を用いて何をか為さん！」

● **〔職田給付〕** 是より先、台、省、府、寺及び諸州は皆な公廩錢を置（統は罷、置くの方が意味が通る）き、息（利息）を収めて給を取る。工部尚書（隋の開皇二年に始めて置く）の**蘇孝慈**は以為く、

「官司は出舉興生し、百姓を煩擾し、風俗を敗損す、請う皆な禁止し、地を給して以て營農せしめん。」上は之に従う。六月、丁卯（3-0+1=4 日）、始めて詔す

「公卿以下は皆な職田（職分田は北周に起こる。頃畝は品を以て差を為す。下りて隋唐に至り代々増減有り）を給し、生を治め、民と利を争うを得る母からしめん。」

● **秋**、七月、乙未（31-29+1=3 日）、邳公の**蘇威**を以て納言と為す。

● **〔張寶歷の是非〕** 初め、**張寶歷**（開皇四年に行なうこと 176 卷陳の長城公至德二年にあり）は既に行われ、廣平（隋志に武安郡永平県は旧廣平といい、廣平郡を置く）の**劉孝孫**及び冀州（信都郡に置く）の秀才の**劉焯**は並びて其の失を言う。**寶**は方に上に寵有り、**劉暉**は之に附會し、共に**孝孫**等を短（短所を言う）り、之を斥罷す。後に**寶**は卒し、**孝孫**は掖縣（隋志に萊州東萊郡は掖縣に治すと）の丞と為り、官を委てて京に入り、其の事を上る。詔して直太史（它官を以て太史曹に入るを直太史と為す）に留め、累年調せず、乃ち其の書を抱き、弟子をして櫬を輿わ使め來たりて闕下に詣り、伏し而して慟哭す。執法（法執行者）は拘（拘留）し而して之を奏す。**帝**は焉を異とし以て國子祭酒の**何妥**に問い、（10-213p）**妥**は其の善を言う。乃ち遣（統は無し）わして寶歷と短長を比較せしむ。直太史の勃海の**張胄玄**は**孝孫**と共に寶歷を短り、異論は鋒起し、之久しく定まらず。上は日食の事を參問せ令め、**楊素**等は奏す、

「太史は凡そ日食二十有五を奏し、率ね皆な驗無く、**胄玄**が刻（刻定する）する所は、前後妙中し、**孝孫**の刻する所は、驗は亦た過半なり。」

是に於いて上は**孝孫**、**胄玄**等を引き親しく自ら勞徠す。**孝孫**は請う、

「先ず**劉暉**を斬り、乃ち歷を定める可し」

帝は憚らず、又た之を罷む。**孝孫**は尋いで卒す。

● **〔楊堅は關中大旱魃に慈愛あり〕** 關中は大旱し、民は饑え、上は左右を遣わして民の食を視さしめ、豆屑雜糠を得て以て獻ず。上は流涕し以て群臣に示し、深く自ら咎責し、之が為に酒肉を御せざる者は、殆ど將に一期ならんとす。八月、辛未（7+60-59+1=9 日）、上は民を帥いて食に洛陽に就き、斥候に敕して輒ち驅逼する有るを得ざらしむ。男女は仗衛之間に參廁し、老を扶け幼を攜える者に遇えば、輒ち馬を引いて之を避け、慰勉し而して去る。艱險之處に至り、負擔する者を見れば、左右をして之を扶助せ令む。

● **〔齊梁陳の宗祀の修祭〕** 冬、閏十月（元嘉曆では九月が閏月）、甲寅（50-27+1=24 日）、詔して齊、梁、陳の宗祀の廢絶するを以て、**高仁英**、**蕭琮**、**陳叔寶**に命じて時を以て修祭せしめ、須いる所の器物は、有司は之を給す。**陳叔寶**は**帝**に従いて邕山（洛陽の城北にあり）に登り、飲に侍し、詩を賦して曰く、

「日月は天德を光らせ、山河は**帝**居を壯にす。太平は以て報ずる無し、願わくは東封の書を「上」らん。」並びに表して封禪を請う。**帝**は優詔して之に答える。它日、復た宴に侍し、出ずるに及び、**帝**は之を目し

て曰く、

「此の敗は豈に酒に由らずや！以うに作詩之功は、何ぞ時事を思安するに如かん！賀若弼が京口を渡るに当たり、彼の人は密に啟して急を告げ、叔寶は飲酒し、遂に之を省せず。高潁の至る日、猶ほ啟の床下に在り、未だ開封せずを見る。此れ誠に笑う可し、蓋し天は之を亡ぼす也。昔苻氏（苻堅）は征伐して得る所の國は、皆な其の主を榮貴にし、苟くも名を求めんと欲し、天命に違うを知らず。之に官を與えるは、乃ち天に違ふ也。」

● 【功臣たちの増長を嘆く】 齊州（齊郡は旧齊州といい、歷城に治す）刺史の盧賁は民饑え民の糶を閉じるに坐して、除名される。帝は後（后×）に復た授けるに一州を以てせんと欲し、賁は對詔して旨を失し、又た怨言有り、帝は大いに怒り、遂に用いず。皇太子は為に言う、

「此の輩は並びに佐命の功有り、性行は輕險なりと雖も、誠に棄てる可からず。」

帝は曰く、

「我は之を抑屈するは、其の命を全くする也。劉昉、鄭譯、盧賁、柳裘、皇甫績等が微かりせば、則ち我は此に至らず。然れども此等は皆な反覆子也、周の宣帝の時に当たりて、無賴を以て幸を得る。帝の大漸（174 卷陳の宣帝太建 12 年にあり）なるに及び、顏之儀等は趙王を以て輔政するを請い、此の輩は詐りを行い、我に顧命す。我は將に政を為さんとすれば、又た之を亂さんと欲す、故に昉は大逆を謀り（開皇 6 年に反乱で誅殺）、譯は巫蠱を為す（開皇元年に廢せらる）。賁之例の如しは、皆な志に滿たず、(10-214p) 之に任ずるに則ち不遜なり、之を置けば則ち怨望し、自ら信じ難きを為し、我之を棄てるに非ず。衆人は此を見、我が功臣に薄於して謂わん、斯れ然らず矣。」

賁は遂に廢され、家に卒す。

● 【楊堅は封禪せず、泰山に東巡】 晉王の廣は百官を帥いて抗表し、固く封禪を請う。帝は牛弘等をして儀注を創定せ令め、既に成り、帝は之を視、曰く、

「茲の事は體大なり、朕は何の德を以て之に堪えん！但だ當に東巡し、因りて祭りを泰山に致す耳。」

十二月、乙未（31-26+1=6 日）、車駕は東巡す。

● 【楊堅は祿祥小數を好む】 上は祿祥小數（妖祥を見て凶禍福を予言する小衡なり）を好み、上儀同三司の蕭吉は上書して曰く、

「甲寅、乙卯は、天地之合也。今茲の甲寅之年は、辛酉朔旦を以て冬至なり、來年は乙卯、甲子を以て夏至なり。冬至は陽の始め、天に郊する之日、即ち至尊の本命なり。夏至は陰の始め、地を祀る之辰、即ち皇后の本命なり。至尊の德は乾之覆育に並び、皇后の仁は地之載養に同じ、二儀（天地）の元氣並びに本辰に會う所以なり。」

● 【さしもの楊堅もおべっかに弱し】 上は大いに悦び、物五百段を賜る。吉は、懿（梁の武帝の兄、長沙王に追封される）之孫也。員外散騎侍郎の王劼は上に龍顏、戴干之表（乾鑿度に云わく、秦表戴干と。鄭玄の注に云わく、表は人の形體の彰識なり。干は盾なり。秦人の表は干を戴くと）有りと言ひ、群臣に指示す。上は悦び、著作郎（隋志に秘書省は太史著作二曹を領し、著作曹に郎二人を置くと）に拜す。劼は前後上表し上の受命の符瑞の甚だ衆きを言ひ、又た民間の歌謠を采（統は採）り、圖書讖緯を引き、佛經を拮据し、文字を回易し、曲げて誣飾を加え、《皇隋靈感志》三十卷を撰し之を奏し、上は天下に宣示せ令む。劼は諸州の朝集使を集め手を盥い香を焚き、而して之を読み、其の聲を曲折し、歌詠の如き有り、旬朔を経涉し、遍くし而して後罷む。上は益々喜び、前後の賞賜は優洽なり。

高祖文皇帝上之下開皇十五年（乙卯，595年）

●春，正月，壬戌（58-56+1=3日），車駕は齊州に頓す。庚午（6+60-56+1=11日），壇を泰山に為り，柴燎（柴を焼く）して天を祀り，歳旱を以て愆咎（とがめ）を謝す，禮は南郊の如し。又た親ら青帝の壇を祀る。天下に赦す。

●[武器収集令]二月，丙辰（52-25+1=28日），天下の兵器を収め，敢えて私造する者は之に坐す。關中、緣邊は其の例に在らず。

●三月，己未（55-55+1=1日），東巡より至る。

●[楊素は仁壽宮をつくる]仁壽宮は成る。丁亥（23+60-55+1=29日），上は仁壽宮に幸す。時に天は暑く，役夫の死者は道に相次ぎ，楊素は悉く之を焚除す。上は之を聞き，悦ばず。至るに及び，制度の壯麗なるを見，大いに怒りて曰く、

「楊素は民力を殫^{つく}して離宮を為り，吾が為に怨みを天下に結ぶ。」

素は之を聞き，惶恐し，譴を獲んことを慮り，以て封德彝に告げる。曰く、

「公は憂うる勿れ，皇后の至るを俟ちて，必ず恩詔有らん。」

明くる日，上は果たして素を召し入りて對し，獨孤后は之を勞りて曰く、

「公は吾が夫婦の老いて，以て自ら娛しむ無きを知り，盛んに此の宮を飾る，豈に忠孝に非ずや！」

錢百萬，錦絹三千段を賜る。素は貴を負み才を恃み，凌侮する所多し。唯だ德彝を賞重し，毎に之を引き與に宰相の職務を論じ，終日倦むを忘れる，因りて其の床を撫して曰く、（10-215p）

「封郎は必ず當（続は須）に吾が此の座に據るべし。」

屢々帝に薦め，帝は擢んで内史舍人と為す。

●夏，四月，己丑（25-25+1=1日）朔，天下に赦す。

●六月，戊子（24-24+1=1日），詔して底柱（山の名、河南省河洛道陝県の東北黄河の中、現・三門峽市陝州区）を鑿らしむ。

●庚寅（26-24+1=3日），相州刺史の豆盧通は綾文布を貢す。命じて之を朝堂に於いて焚かしむ。

●[蘇威は世間知らず]秋，七月，納言の蘇威は泰山（太山×）を祠るに従いて敬せざるに坐し，免じられ，俄に而して復位す。上は群臣に謂って曰く、

「世人は言う、蘇威は清を詐り，家に金玉を累ねると，此れ妄言也。然るに其の性は狼戾なり，世要に切ならず，名を求めること太いに甚だしく，己に従えば則ち悦び，之に違えば必ず怒る，此れ其の大病なる耳。」

●[韋世康を荊州總管]戊寅（14+60-53+1=22日），上は仁壽宮より至る。冬，十月，戊子（24-22+1=3日），吏部尚書の韋世康を以て荊州總管と為す。世康は，洸（嶺南を安輯し、官に卒す。一説には洸の兄）之弟也，和靜謙恕にして，吏部に在ること十餘年（世康傳によれば、禮部尚書より吏部尚書に転ずるは開皇四年に前にあり。七年に襄州の刺史に拜し、安州信州總管を歴て十三年に復た吏部尚書に拜す、専ら居らず），時に廉平と稱す。常に足を止める之志有り，子弟に謂って曰く、

「祿は豈に多きを須^{もち}いんや，滿を防ぎて則ち退く。年暮れるを待たず，疾有れば便ち辭せん。」

因りて懇^{ねんごろ}に骸骨を乞う。帝は許さず，荊州に鎮せ使む。時に天下は惟だ四總管有り，並、揚、益、荊にして，晉、秦、蜀の三王及び世康を以て之と為す，當世（続は當時）以て榮と為す。

●十一月，辛酉（57-51+1=7日），上は溫湯（驪山にあり、秦嶺山脈の山、長安の東）に幸す。

●十二月，戊子（24-21+1=4日），敕す、

「邊糧一升已上を盜めば、皆な斬り、仍って其の家を籍沒す。」

●己丑（25-21+1=5日），文武官に詔して四考（唐虞は三年を以て一考と為す。後世一年を以て一考と為す）を以て代を受けしむ。

●汴州（隋志に滎陽郡浚儀県に東魏は梁州を置く。北周改めて汴州という。河南省開封道開封県、現・開封市祥符区）刺史の令狐熙は來朝す、考績は天下之最と為し、帛三百匹（雜物を段と為し、純物を匹と為す）を賜り、天下に頒告す。熙は、**整**（159 卷梁の武帝中大同元年にあり）之子也。

高祖文皇帝上之下開皇十六年（丙辰，596年）

●春，正月，丁亥（23+60-50+1=34日?），皇孫の**裕**を以て平原王と為し，**筠**を安成王と為し，**嶷**を安平王と為し，**恪**を襄城王と為し，**諒**を高陽王と為し，**韶**を建安王と為し，**熳**を潁川王と為す，皆な**勇**之子也。

●夏，六月，甲午（30-18+1=13日），初めて制して工商は仕進するを得ざらしむ。

●秋，八月，丙戌（22-17+1=6日），詔す、

「死罪を決する者は、三たび奏して然る後に刑を行なうべし。」

●冬，十月，己丑（25-16+1=10日），上は長春宮（陝西省關中道朝邑県、現・渭南市大荔県朝邑鎮）に幸す。十一月，壬子（58-46+1=13日），長安に還る。

●**党項** 党項（タングート族）は會州（隋志に汶山郡に北周は汶州を置く。開皇の始めに改めて蜀州と曰う。尋いで會州と為す）を寇し，詔して隴西の兵を發して討ちて之を降す。（10-216p）

●**吐谷渾** 帝は光化公主を以て吐谷渾可汗の**世伏**に妻あわす。世伏は上表して公主を稱して天后と為すを請い，上は許さず。

高祖文皇帝上之下開皇十七年（丁巳，597年）

【隋は旧陳南方を平定】

●〔史萬歳は西南夷を平定〕 春，二月，癸未（19-14+1=6日），太平公（県公、太平郡は緯郡に属す）の**史萬歳**は南寧（漢には牂柯に属し、蜀漢は南中、晉は寧州、梁は南寧州に属す。雲南省滇中道曲靖県の西、現・曲靖市麒麟区）の羌を撃ち、之を平らぐ。初め，**梁睿之王謙**に克つ也（174 卷陳の宣帝太建12年にあり），西南夷、獠は歸附せざるは莫し，唯だ南寧州の酋帥の**爨震**は遠きを恃みて服さず。睿は上疏し，以為く、

「南寧州は，漢の世の牂柯之地にして，戸口は殷衆し，金寶は富饒なり。梁の南寧州刺史の**徐文盛**は湘東王の征（統は徵、湘東王は兵を徵して侯景を討つや、徐文盛は之に赴く）と為り荊州に赴き，東夏尚ほ阻むに属し，未だ遠略するに遑あらず，土民の**爨瓚**は遂に一方に竊據し，國家は遙に刺史を授け，其の子の**震**は相い承けて今に至る。而るに**震**は臣禮多いに虧け，貢賦入らず，乞う蜀を平らぐる之衆に因り，南寧を略定せん。」

（一本に、「帝は天下はじめて定まるを以て未だ之を計らず」を挿入）其の後南寧夷の**爨玩**は來降し，昆州（其の地に就きて昆州を置く）刺史に拜し，既に而して復た叛す。乃ち左領軍將軍の**史萬歳**を以て行軍總管と為し，衆を帥いて之を撃ち，蜻蛉川（漢の蜻蛉県）より入り，南中に至る。夷人は前後要害に屯據し，**萬歳**は皆な撃ちて之を破る。**諸葛亮**の紀功碑を過ぎ，西洱河（牂柯江）を渡り，渠濫川に入り，行くこと千餘里，其の三十餘部を

破り、男女二萬餘口を虜獲す。諸夷は大いに懼れ、遣使して降を請い、明珠の徑寸なるを獻じ、是に於いて石を勒し隋の徳を頌美す。萬歳は曩玩を將いて入朝するを請い、詔して之を許す。曩玩は陰に二心有り、闕に詣るを欲せず、萬歳に賂うに金寶を以てし、萬歳は是に於いて玩を捨て而して還る。

●庚寅（26-14+1=13日）、上は仁壽宮に幸す。

●〔桂州の李光仕の乱を平定〕桂州（始安郡に梁は置く）の俚帥の李光仕は亂を作り、帝は上柱國の王世積を遣わして前桂州總管の周法尚と之を討たしめ、法尚は嶺南の兵を發し、世積は嶺北の兵を發し、俱に尹州（隋志に鬱林郡に梁は定州を置くと。後改めて南定州と為す。陳を平らげ尹州と改める、現・広西壯族自治區貴港市桂平市）に會す。世積の所部は瘴（熱病）に遇い、進む能わず、衡州（隋志に衡山郡に陳を平らげて衡州を置くと、現・湖南省衡陽市衡山県、現）に頓し、法尚は獨り之を討つ。光仕は戦いて敗れ、勁兵を帥いて走りて白石洞（廣西省蒼梧道桂平縣の南60里、現・広西壯族自治區貴港市桂平市）を保つ。法尚は大いに家口を獲、其の黨に來降する者有り、輒ち妻子を以て之に還す。居ること旬日にして、降者は數千人。光仕の衆は潰え而して走り、追いて之を斬る。

●帝は又た員外散騎侍郎の何稠を遣わして兵を募りて光仕を討たしめ、稠は其の黨の莫崇等を諭し降し、製を承けて首領を署して州縣の官と為す。稠は、妥之兄の子也。

●〔令狐熙は桂州總管十七州諸軍事〕上は嶺南夷、越の數々反するを以て、汴州刺史の令狐熙を以て桂州總管十七州諸軍事と為し、便宜を以て從事するを許し、刺史以下の官は製を承けて補授するを得しむ。熙は部に至り、大いに恩信を弘め、其の溪洞の渠帥は更に相い謂って曰く、

「前時の總管は皆な兵威を以て相い脅かす、今者乃ち手教を以て相い諭し、(10-217p) 我が輩は其れ違ふ可けん乎！」

是に於いて相い帥いて歸附す。是より先州縣は生梗（王化に服従せず）にして、長吏は多く官に之くを得ず、政を總管府に寄す。熙は悉く之を遣わし、為に城邑を建て、學校を開設し、華、夷は焉に感化す。俚帥の寧猛力は、陳の世に在りて已に南海に據り、隋は因り而して之を撫し、安州（広東省欽廉道欽縣の東北に梁は置く、現・広西壯族自治區欽州市欽南区）刺史に拜す。猛力は險を恃みて驕倨し、未だて參謁せず。熙は諭すに恩信を以てし、猛力は之に感じ、府に詣りて謁を請う、敢えて非を為さず。熙は奏して安州を改めて欽州と為す。

●帝は所在の屬官の其の上を敬憚せずして、克く舉げ難きを以て、三月、丙辰（52-44+1=9日）、詔す、「諸司は屬官の罪を論じ、律は軽く情の重き者有れば、律外に於いて斟酌して杖を決するを聽す。」是に於いて上下は相い驅り、迭いに捶楚を行い、殘暴を以て干能と為し、法を守るを以て懦弱と為す。

●〔一錢盗んで棄市を中止〕帝は盜賊の繁多なるを以て、命じて一錢以上を盜めば皆な棄市（公衆の面前で斬罪にし、遺体を市に晒す）せしめ、或は三人共に一瓜を盜めば、事發して即ち死す。是に於いて行旅は皆な晏く起き早く宿し、天下は懍懍（恐れる様）たり。數人有り執事を劫かし而して之に謂って曰く、

「吾は豈に財を求める者邪！但だ枉人の為に來たる耳。而我が為に至尊に奏すべし。古より以來、國を體し法を立て、未だ一錢を盗み而して死する者有らざる也。而我が為に以て聞せざれば、吾は更に來たらん、而が屬は類無からん矣！」

帝は之を聞き、為に此の法を停める。

●帝は嘗て怒りに乗じて、六月を以て人を杖殺せんと欲し、大理少卿（隋の制で九寺に卿・少卿各々一人を置く）の河東（河東縣は荊州河東郡治）の趙綽は固く争いて曰く、

「季夏之月は、天地は庶類を成長す、此の時を以て誅殺す可からず。」

帝は報じて曰く、

「六月は生長すると言うと雖も、此の時必ず雷霆有り。我は天に^{のつと}則り而して行ふ、何の可有らん！」
遂に之を殺す。

【楊堅の法峻厳に、趙綽の諫言は再々】

● 「趙綽は來曠を弁護す」 大理掌固（漢の掌故、唐の省臺寺監に皆掌固あり、隋の制に因る）の來曠は上言す、
「大理官司は太だ寛なり」

と、帝は曠を以て忠直と為し、遣（続は無し）わして毎旦に五品の行中に於いて參見せしむ。曠は又た告ぐ、
「少卿の趙綽は濫りに徒囚を免ず」

と、帝は信臣をして推驗せ使む。初めより阿曲無し、帝は怒り、命じて之を斬らしむ。綽は固く争い、以
為く、

「曠は死す合からず」

と、帝は衣を拂いて闇に入る。綽は矯りて言う、

「臣は更に曠を理せざるは、自ら它事有り、未だ奏聞するに及ばず。」

帝は命じて引きて闇に入らしむ、綽は再拜して請いて曰く、

「臣は死罪三有り、臣は大理少卿為り、掌固を制馭する能わず、曠をして天刑に觸掛（続は觸挂、触れ掛かる）
せ使む、一也。囚りて死する合からざるに、而して臣は死争する能わず、二也。臣は本它事無きに、而る
に妄言して入るを求める、三也。」

帝は顔を解く。會々獨孤后は坐に有り、命じて綽に二金盃酒を賜い、杯を並せて之に賜う。曠は囚りて死
を免じ、廣州に徙す。

● 「蕭摩訶を赦す」 蕭摩訶の子の世略は江南に在りて亂を作す。摩訶は當に坐に従い、上は曰く、

「世略の年は未だ二十ならず、亦た何ぞ能く為さん？其の名將之子なるを以て、人の逼る所と為る耳。」
囚りて摩訶を赦す。綽は固く諫めるも可からず、上は奪う能わず、(10-218p) 綽去り而して之を赦さんと
欲し、囚りて綽に命じて退食せしむ。綽は曰く、

「臣は獄を奏して未だ決せず、敢えて退かず。」

上は曰く、

「大理は其れ朕が為に特に摩訶を捨（続は赦）せ也。」

囚りて左右に命じて之を釋さしむ。

● 「趙綽は法を執るの一心」 刑部侍郎の辛但は嘗て緋褌（赤い褌）を衣、俗に雲う、

「官に利あり」

と、上は以て厭蠱と為し、將に之を斬らんとす。綽は曰く、

「法は死に當たらず、臣は敢えて詔を奉ぜず。」

上は怒ること甚しく、曰く、

「卿は辛但を惜み而して自ら惜まざる也！」

命じて綽を引いて之を斬らしむ。

綽は曰く、

「陛下は寧ろ臣を殺すとも、辛但を殺す可からず。」

朝堂に至り、衣を解きて當に斬られんとし、上は人をして綽に謂って曰わ使む、

「竟に何如？」

對えて曰く、

「法を執るの一心、敢えて死を惜しまず！」

上は衣を拂い而して入り、良く久しく、乃ち之を釋す。明くる日綽に謝し、之を勞勉し、物三百段を賜わる。

● **「惡錢は死罪ならず」** 時に上は惡錢を行なうを禁ず。二人有り、市に在り、惡錢を以て好者に易え、武侯（左右武侯將軍に屬し、晝夜巡察して奸非を執捕するを掌る）は執り以て聞し、上は悉く之を斬ら令め、綽は進みて諫めて曰く、

「此の人の坐する所は杖に當たる、之を殺すは非法なり。」

上は曰く、

「卿の事に關せず。」

綽は曰く、

「陛下は臣の愚闇を以てせずして、置きて法司に在らしむ、妄に人を殺さんと欲するは、豈に臣が事に關せざるを得んや！」

上は曰く、

「大木を撼^{うご}かして、動がざる者は當に退くべし。」

對えて曰く、

「臣は天心を感じるを望む、何ぞ木を動かすを論じん。」

上は復た曰く、

「糞を啜る者は熱ければ則ち之を置く、天子之威、相い挫かんと欲する邪！」

綽は拜し而して益々前み、之を訶し、肯えて退かず、上は遂に入る。治書侍御史の柳彧も復た上奏して切諫し、上は乃ち止む。

● 上は綽が誠直之心有るを以て、毎に引いて閣中に入り、或は上と皇后と榻を同じくするに遇い、即ち綽を呼びて坐し、得失を評論し、前後の賞賜は萬計なり。大理卿の薛冑と時を同じくして、俱に名平恕に名あり。然るに冑は獄を斷するに情を以てし而して綽は法を守り、俱に職に稱^{かな}うと為す。冑は、端之子也。

● **「楊堅は晩年法を用いるに峻」** 帝は晩節に法を用いること益々峻なり、御史は元日に於いて武官の衣劍之齊わざる者は劾せず、帝は曰く、

「爾は御史と為り、縦捨は自由なり。」

命じて之を殺さしめ、諫議大夫の毛思祖は諫め、又た之を殺す。將作寺丞は麥（續は麥+麥涓の？無しで、むぎわら）を課すること遲晩なるを以て、武庫令（衛尉寺に屬す）は署庭の荒蕪するを以て、左右出で使し、或は授牧宰の馬鞭、鸚鵡を受け、帝は察知し、並せて親ら臨みて之を斬る。

● **「楊堅の喜怒常ならず」** 帝は既に喜怒は恆ならず、復た科律に依準せず。楊素を信任し、素は復た情に任せて平らかならず、鴻臚少卿の陳延と陳有り、嘗て蕃客館を経るに、庭中に馬屎あるを以（續は有）て、又た衆僕は氈上に於いて樗蒲す、以て帝に白す。帝は大いに怒り、主客令（隋志に鴻臚寺は典客令を統べる、即ち主客なり）及び樗蒲（博打、ちょぼ）する者は皆な杖ちて之を殺し、陳延を捶ちて幾んど死せんとす。

● **「屈突通の千人の命の諫言」** 帝は新衛大都督（隋は左右親衛・左右勳衛・左右翊衛を置き、大都督・師都督ろ都督等の官有り。後に煬帝は大都督を改めて校尉と為し、師都督を旅師と為し、都督を隊正と為す）の長安の屈突通（屈突は複姓）を遣わして隴西に往きて群牧を檢覆せしめ、（10-219p）隱匿の馬二萬餘匹を得、帝は大いに怒り、將に太僕卿（牧畜の政を掌る）の慕容悉達及び諸監官千五百人を斬らんとす。通は諫めて曰く、

「人命は至って重し、陛下は奈何して畜産之故を以て千有餘人を殺すや！臣は敢えて死を以て請う！」

帝は目を瞋して之を叱し、通も又た頓首して曰く、

「臣の一身は死を份とす、陛下に就きて千餘人の命を^こ丐う。」

帝は感寤して、曰く、

「朕之不明なり、以て此に至る！卿の忠言有るに頼る耳。」

是に於いて悉達等は皆な死を減じて論し、通を擢んで右武侯將軍（統は左、隋志に車駕の出るときに左右武侯は前驅後殿し、昼夜巡察し、奸非を執捕し、烽候・道路・水草の置く所を司土ね。巡狩・師田には其の營禁を掌る）と為す。

● 〔劉居士の不良集団を誅殺〕 上柱國の彭公の劉昶は帝と舊有り、帝は甚だ之を親しむ。其の子の居士は、任俠にして法度に遵ぜず、數々罪有り、上は昶の故を以て、毎に之を原す。居士は轉た驕恣なり、公卿の子弟の雄健なる者を取り、輒ち將いて家に至り、車輪を以て其の頸を括り而して之を棒ち、殆んど死せんとし、能く屈せざる者は、稱して壯士と為し、釋し而して與に交わる。黨與は三百人、路人を毆撃し、侵奪する所多し、公卿妃主（主は公主）に至るまで、敢えて與に校（統は較）する莫し。或は告げる、
「居士は不軌を為さんと謀る」

と、帝は怒り、之を斬り、公卿の子弟は居士に坐して除名される者は甚だ衆し。（目録には劉昶も坐して誅せらるゝとすねが、脱文か）

● 〔張胄玄の新曆採用〕 楊素、牛弘等は復た張胄玄の歷術（去年既に罷む、大業曆）を薦める。上は楊素をして術數の人と議六十一事を立て令め、皆な舊法の久しく通じ難き者なり、劉暉等をして胄玄等と之を辯析せ令む。暉は口を杜^とじ一に答える所無し、胄玄は通じる者五十四、上は乃ち胄玄を員外散騎侍郎兼太史令に拜し、物千段を賜わり、新術を參定せ令む。是に至りて、胄玄の歷は成る。夏、四月、戊寅（14-13+1=2日）、詔して新曆を頒つ。前に歷を造る者の劉暉等四人は並せて除名さる。（開皇十四年7月 594年に記録のある25個の過去の日食に対する驗算実施。その結果開皇曆が張胄玄の曆に較べ劣ることが判明）

● 〔虞慶則は李世賢を討伐〕 秋、七月、桂州人の李世賢は反し、上は之を討つを議し。諸將の數人は行くを請い、上は許さず、右武侯大將軍の虞慶則を顧みて曰く、

「位は宰相（開皇の始めに尚書右僕射）に居り、爵は乃ち上公（上柱國を授け魯國公）なり、國家に賊有るに、遂に行く意無きは、何ぞ也？」

慶則は拜謝し、恐懼し、乃ち慶則を以て桂州道行軍總管と為し、討ちて之を平らぐ。

● 〔楊堅は秦王俊を改易〕 秦王の俊は、幼にして仁恕、佛教を喜び、嘗て沙門と為るを請い、許さず。并州總管（前卷十年にあり）と為るに及び、漸く奢侈を好み、制度に違越し、盛んに宮室を治める。俊は内を好み、其の妃の崔氏は、弘度之妹也、性は妒なり、瓜中に於いて毒を進め、是に由りて疾を得、征して京師に還らしむ。上は奢縦為るを以て、丁亥（23-11+1=13日）、俊の官を免じ、王を以て第に就かしむ。崔妃は王を毒するを以て、廢絶せられ、家に於いて死を賜る。左武衛將軍（曹魏は武衛將軍を置き、晉より高氏齊まで左右衛に属す。隋にいたり手左右衛と並んで十二衛府に列せられる）の劉升は諫めて曰く、

「秦王は它過有るに非ず、但だ官物を費して、靡捨を營み而して已む、臣は謂うに容す可し。」

上は曰く、（10-220p）

「法は違ふ可からず。」

楊素は諫めて曰く、を

「秦王之過ちは、應に此に至らず、願わくは陛下は之を^{つまびらか}詳にすべし！」

上は曰く、

「我は是れ五兒（独孤夫人が赦さず側室無く、太子勇・晉王廣・秦王俊・蜀王秀・漢王諒）之父にして、兆民の炎父（続は父）に非ずや？若し公の意の如くなれば、何ぞ別に天子の兒の律を制せざる！周公之人と為りを以てすら、尚ほ管、蔡を誅す、我は誠に周公に及ばざること遠し矣、安んぞ能く法を虧かん乎！」
卒に許さず。

【突厥との和親】

●**突厥** **「突厥の突利可汗来訪」** 戊戌（34-11+1=24日）、突厥の突利可汗は來たりて女を逆え、上は之を捨し、太常は、六禮（納采・問名・納吉・納徵・請期・親迎）を教習し、妻あわずに宗女の**安義公主**を以てす。上は**都藍**を離間せんと欲し、故に特に其の禮を厚くし、太常卿の**牛弘**、納言の**蘇威**、民部尚書（開皇三年に度支尚書を改めて置く）の**斛律孝卿**を遣わして相い繼ぎて使いと為す。

●**突厥** **「都藍の邊鄙抄掠」** 突利は本は北方に居り、既に主に尚するや、**長孫晟**は其の衆を帥いて南に徙るを説き、度斤の舊鎮（都斤山、突厥の沙鉢略が旧居る所）に居り、錫賚（上位者からの賜り物）優厚なり。**都藍**は怒りて曰く、

「我は、大可汗也、反りて染干に如かず！」

是に於いて朝貢は遂に絶え、^{しばしば}亟々來たりて邊鄙を抄掠す。突利は動靜を伺い知り、輒ち遣（続は無し）わして奏聞し、是に由りて邊鄙は毎に先ず備え有り。

●九月、甲申（20-10+1=11日）、上は仁壽宮より至る。

●**「何稠は信を蠻夷に著わす」** 何稠之嶺南より還る也、**寧猛力**は稠に隨いて入朝せんと請う。稠は其の疾篤きを見、遣りて欽州に還し、之と約して曰く、

「八九月間、京師に詣りて相い見る可し。」

使還り、狀を奏し、上の意は憚^{よろこ}ばず。冬、十月、**猛力**は病いに卒す。上は稠に謂って曰く、

「汝は前に**猛力**を將いて來たらず、今竟に死す矣！」

稠は曰く、

「**猛力**は臣と約し、假令^{もし}身死せば、當に子を遣わして入侍せしむべしと。越人は性直なり、其の子は必ず來たらん。」

猛力は終わりに臨み、果たして其の子の**長真**を戒めて曰く、

「我は大使と約す、信を失う可からず、汝は我を葬し畢われれば、即ち宜しく路を登るべし。」

長真は嗣ぎて刺史と為り、言の如く入朝す。上は大いに悦びて曰く、

「何稠は信を蠻夷に著わすこと、乃ち此に至る！」

●**「趙什住は虞慶則を陥れる」** 魯公の**虞慶則**之**李世賢**を討つ也、婦の弟の**趙什住**を以て隨の府の長史と為す。什住は**慶則**の愛妾に通じ、事の洩れるを恐れ、乃ち宣言す、

「**慶則**は此の行を欲せず」

と、上は之を聞き、禮賜は甚だ薄し。**慶則**は還り、潭州（隋は陳を平らげ、湘州を改めて潭州とす）の臨桂嶺に至り、山川の形勢を觀眺し、曰く、

「此れ誠に險固にして、加えるに糧足るを以てす、若し守るに其の人を得れば、攻めて抜く可からず。」

什住をして馳せて京師に詣り事を奏し、上の顔色を觀せ使め、什住は因りて、

「**慶則**は謀反す」

と告げ、有司に下して案驗せしむ。十二月，壬子（48-39+1=10日），**慶則**は坐して死し，**什住**を拜して柱國と為す。

【隋は高句麗に報復侵入】

●**高句麗** **〔高句麗王湯を脅し、次王元を冊封す〕** 高麗王の**湯**（高陽成、平原王、陽原王の長子、資治通鑑では湯、559年即位、590年没）は陳の亡びるを聞き、大いに懼れ、兵を治め穀を積み、拒守之策を為す。是の歲，上は湯に璽書を賜わり、責めるに、以わく、

「籓附と稱すると雖も、誠節は未だ盡くさず。」

且つ曰く、

「彼之一方は、**(10-221p)** 地狭く人少なしと雖も、今若し王を黜けば、虚しく置く可からず、終に須く更に官屬を選び、彼に就きて安撫せしむべし。王が若し心を灑^{あら}い行いを易^かえ、憲章に率由（従い抛るく物事を、前例に従って執り行なう）すれば、即ち是れ**朕**之良臣なり、何ぞ別に才彦（才能ある武將）を遣わすを勞せんや！王謂うに遼水之廣さは、長江に何如？高麗之人は、陳國に多少ぞ？**朕**が若し含育を存せず、王の前愆を責め、一將軍に命じれば、何ぞ多力を待たんや！殷勤に曉示し、王の自ら新たにするを許す耳。」

湯は書を得、惶恐し、將に奉表して陳謝せんとす。會々病卒し、子の**元**（高元、嬰陽王又は平陽王、平原王の長子、即位は590年で、資治通鑑はこの年に置く）は嗣ぎて立ち、上は使いして**元**を拜して上開府儀同三司と為し、爵の遼東公を襲わ使む。**元**は奉表して謝恩し、因りて王に封じられるを請い、上は之を許す。

吐谷渾 ● **〔吐谷渾は大亂〕** 吐谷渾（鮮卑種）は大亂し、國人は**世伏**を殺し、其の弟の**伏允**を建てて主と為し、遣使して廢立之事を陳じ、並せて專命之罪を謝し、且ち俗に依りて主に尚せんを請う。上は之に従い。是より朝貢して歲ごとに至る。

高祖文皇帝上之下開皇十八年（戊午，598年）

●春，二月，甲辰（40-38+1=3日），上は仁壽宮に幸す。

高句麗 ● **〔高句麗王は遼西侵入、隋は大軍三十万で反撃〕** 高麗王の**元**は靺鞨（高句麗の北方民族）之衆萬餘を帥いて遼西（柳城に治す）を寇し、營州（隋は柳城に総督府を置く）總管の**韋冲**（統による、衝韋×）は撃ちて之を走らす。上は聞き而して大いに怒り、乙巳（41-38+1=4日），漢王の**諒**、王**世積**を以て並びて行軍元帥と為し、水陸三十萬を將いて高麗を伐たしめ、尚書左僕射の**高潁**を以て漢王の長史と為し、**周羅睺**を以て水軍總管と為す。

● **〔獨孤陀の貓鬼事件〕** 延州（隋志に延安郡に北魏は東夏州を置き、西魏は延州と改めると、陝西省榆林道膚施県、現・延安市宝塔区）刺史の**獨孤陀**は婢有り**徐阿尼**と曰い、貓鬼（猫の怨靈を用いた最凶最悪の蠱毒術）に事え、能く之をして殺人せ使め、雲う、

「人を殺す毎に、則ち死家の財物は潜に貓鬼を畜える家に移る」

と。會々**獨孤后**及び**楊素**の妻の**鄭氏**は俱に疾有り、醫は皆な曰う、

「貓鬼の疾也。」

上は陀は、**后**之異母弟、**陀**の妻は、**楊素**の異母妹なるを以て、是に由りて**陀**の為す所と意う。**高潁**等をして之を雜治せ令め、具に其の實を得る。上は怒り、犢車を以て**陀**夫妻を載せ令め、將に死を賜わらんとす。**獨孤后**は三日食せず、之が為に命を請いて曰く、

「**陀**が若し政を蠹し民を害する者ならば、妾は敢えて言わず。今坐するは妾が身の為なり、敢えて其の命を請う。」

陀の弟の司勳侍郎（吏部尚書に属す）の**整**は闕に詣りて哀を求め、是に於いて**陀**の死を免じ、除名して民と為し、其の妻の**楊氏**を以て尼と為す。是より先、人の其の母が猫鬼の殺す所と為るを訟える者有り、上は以て妖妄と為し、怒り而して之を遣る。是に至り、詔して訟えられる猫鬼を行なう家を誅す。

●夏、四月、辛亥（47-37+1=11日）、詔す、

「猫鬼、蠱毒（華南の少数民族の毒虫を使う巫術、蠱道、蠱術、巫蠱）、厭媚（人をのろう巫術、媚道）、野道を畜える之家は、並びて四裔に投ず。」

●**高句麗** **高句麗遠征失敗** 六月、丙寅（2+60-36+1=27日）、下詔して高麗王の元の官爵を黜く。漢王の諒の軍は臨渝關（柳城の西480里、盧龍の險、現・錦州市凌海市）に出で、水潦に値い、饋運（食糧運搬）繼がず、軍中は食乏しく、復た疾疫に遇う。周羅睺は東萊より海に泛かびて平壤城に趣き、亦た風に遭い、船は多く飄没す。秋、九月、己丑（25-5+1=21日）、師は還り、死者は什に八九。高麗王の元は亦た惶懼し遣使して（10-222p）謝罪し、上は表して、

「遼東の糞土の臣元」

と稱し、上は是に於いて兵を罷め、之を待つこと初めの如し。

百濟 ● **高句麗** **百濟は高句麗討伐先導を申入れ** 百濟王の昌は遣使して奉表し、軍導を為すを請い、帝は下詔して諭すに以わく、

「高麗は罪に服し、朕は已に之を赦す、伐を致す可からず。」

其の使いを厚くし而して之を遣る。高麗は頗る其の事を知り、兵を以て其の境を侵掠す。

●辛卯（27-5+1=23日）、上は仁壽宮より至る。

●冬、十一月、癸未（19-4+1=16日）、上は南郊に祀る。

●十二月、京師より仁壽宮に至るまで、行宮十有二所を置く。

● **史萬歳は雄略の名將** 南寧夷の曩玩は復た反す。蜀王の秀は奏す、

「史萬歳は賂を受けて賊を縦ち、邊患を生じるを致す。」

上は萬歳を責め、萬歳は詆譌（詆は拒諱、譌は逸辭。さること無しと書いて弁解する）す。上は怒り、命じて之を斬らしむ。高潁及び左衛大將軍の元旻等は固く請いて曰く、

「萬歳の雄略は人に過ぎ、將士は為に力を致すを楽しむ、古の名將と雖も、未だ過ぎる能わざる也。」

上の意は少しく解け、是に於いて除名して民と為す。

高祖文皇帝上之下開皇十九年（己未，599年）

●春、正月、癸酉（9-3+1=7日）、天下に赦す。二月、甲寅（50-32+1=19日）、上は仁壽宮に幸す。

【隋は西突厥の達頭を撃破】

突厥 ● **突利可汗は都藍可汗を攻める** 突厥の突利可汗は長孫晟に因りて奏言す、

「都藍可汗は攻具を作り、大同城を攻めんと欲す。」

詔して漢王の諒を以て元帥と為し、尚書左僕射の高潁は朔州（山西省雁門道朔県、現・朔州市朔城区）道に出で、右僕射の楊素は靈州（甘肅省涇原道靈武県、現・臨夏回族自治区銀川市靈武市）道に出で、上柱國の燕榮は幽州道に出

で以て都藍を撃たしむ。皆な漢王の節度を取る。然るに漢王は竟に戎に臨まず。

●**突厥**●**〔長孫晟は突利可汗を長安に連行〕**都藍は之を聞き、達頭可汗（西面可汗）と結盟し、兵を合わせて突利を掩襲し、大いに長城の下に戦い、突利は大敗す。都藍は盡く其の兄弟子侄を殺し、遂に河を渡り蔚州（山西省雁門道靈丘県、現・大同市靈丘県）に入る。突利の部落は散亡し、夜、長孫晟と五騎を以て南に走り、^{あける}旦の比おい、行くこと百餘里、數百騎を收得す。突利は其の下と謀りて曰く、

「今兵は敗れて入朝すれば、一降人なる耳、大隋天子は豈に我を禮せん乎！玷厥（達頭可汗）來たと雖も、本は冤隙（怨みと隙）無し、若し往きて之に投ずれば、必ず相い存濟せん。」

晟は之を知り、密に使者を遣わして伏遠鎮に入り、速かに烽を挙げ令む。突利は四烽の俱に發するを見、以て晟に問い、晟は之を結きて曰く、

「城は高く地は^{はる}迥かなり、必ず遙かに賊の來たるを見ん。我が國家の法は、若し賊少なければ、二烽を擧げる。來たるの多ければ、三烽を擧げる。大いに逼れば、四烽を擧げる。彼が賊多く而して又た近きを見る耳。」

突利は大いに懼き、其の衆に謂って曰く、

「追兵は己に逼る、且く城に投ず可し。」

既に鎮に入り、晟は其の達官執室を留めて其の衆を領し、自ら突利を將いて驛を馳せて入朝す。夏、四月、（10-223p）丁酉（33-31+1=3日）、突利は長安に至る。帝は大いに喜び、晟を以て左勳衛驃騎將軍と為し、節を持して突厥を護らしむ。

●**突厥**●**〔突利の辭は直なり〕**上は突利をして都藍の使者の因頭特勒と相い辯詰せ令め、突利は辭は直なり、上は乃ち厚く之を待つ。都藍の弟の都速六は其の妻子を棄て、突利と朝に歸し、上は之を嘉し、突利をして多く之に珍寶を遣ら使め以て其の心を慰めしむ。

●**突厥**●**〔隋と突厥達頭の大激突〕**高颎は上柱國の趙仲卿をして兵三千を將いて前鋒と為さしめ、族蠡山に至り、突厥と遇い、交戦すること七日、大いに之を破る。奔るを追いて乞伏泊に至り、復た之を破り、虜は千餘口、雜畜は萬計なり。突厥も復た大舉し而して至り、仲卿は方陳を為り、四面拒戦し、凡そ五日。會々高颎の大兵は至り、之を合い撃ち、突厥は敗走し、追いて白道を度り、秦山を逾ること七百餘里而して還る。楊素の軍は達頭と遇う。是より先、諸將は突厥と戦い、其の騎兵の奔突するを慮り、皆な戎車歩騎を以て相い參じ、鹿角を設け方陳を為り、騎は其の内に在り。素は曰く、

「此れ乃ち自ら固める之道、未だ以て勝ちを取るに足らざる也。」

是に於いて悉く舊法を除き、諸軍をして騎陳を為ら令む。達頭は之を聞き、大いに喜びて曰く、

「天は我に賜る也！」

下馬して天を仰ぎ而して拜し、騎兵十餘萬を帥いて直ちに前む。上儀同三司の周羅睺は曰く、

「賊の陳は未だ整わず、請う之を撃たん。」

先ず精騎を帥いて逆え戦い、素は大兵を以て之に繼ぎ、突厥は大敗し、達頭は重創を被り而して遁げ、殺傷は勝げて計える可からず、其の衆は號哭し而して去る。

【王世積誅殺、獨孤后、高颎除名】

●六月、丁酉（33-31+1=3日）、豫章王の暕^{けん}を以て内史令と為す。

●**〔王世積は皇甫孝諧の讒言で誅殺〕**宜陽公（郡公、河南省河洛道宜陽県に北魏は宜陽郡を置く、現・洛陽市宜陽県）の王世積は涼州（現・甘肅省武威市）總管と為り、其の親信の安定の皇甫孝諧は罪有り、吏は之を捕り、亡げて世

積に^{いた}抵り、世積は納れず。孝諧は桂州に配防（軍伍に配置隸属し以て防守させる）し、因りて變を上りて、稱す、
「世積は嘗て道人をして其の貴きや不やを相せ令む、道人は答えて曰く、『公は當に國主と為らん、又た將に涼州に之かん。』其の所親は世積に謂って曰く、『河西は天下精兵の處なり、大事を圖る可し。』世積は曰く、『涼州の土は曠^{むな}しく人は希なり、武を用いる之國に非ず。』

世積は坐して誅せられ、孝諧を上大將軍に拜す。

●〔獨孤後の焼き餅、楊堅の不自由〕獨孤後の性は妨忌にして、後宮は敢えて進御する莫し。尉遲迥の女孫は、美色有り、先に宮中に没す。上は仁壽宮に於いて見而して之を悦び、因りて幸を得る。后は上が朝を聴くを伺い、陰に之を殺す。上は是に由りて大いに怒り、單騎^{ひか}にして苑中より出でて、徑路に由らず、山谷の間に入ること二十餘里。高顥、楊素等は上を追及し、馬を扣^{ひか}えて苦諫す。上は太息して曰く、
「吾は貴く天子と為り、自由を得ず！」

高顥は曰く、

「陛下は豈に一婦人を以て而して天下を輕んじるや！」

上の意は少しく解け、馬を駐めること良く久しく、中夜方に宮に還る。后は上を閣内に俟ち、至るに及び、后は流涕して拜謝し、顥、素等は之を和解し、因りて酒を置きて歡を極める。是より先、后は高顥が父之家客なるを以て、甚だ親禮せられ、是に至り、顥が己に謂って一婦人と為すを聞き、(10-224p) 遂に之を銜む。

●〔太子廢嫡の議〕時に太子の勇は愛を上に失い、潜に廢立之志有り、從容として顥に謂って曰く、
「神有り、晉王の妃に告げて、王は必ず天下を有たんと言う、之は若何？」

顥は長跪して曰く、

「長幼序有り、其の廢す可けん乎！」

上は默然とし而して止む（続は無し）。獨孤后は顥が奪う可からざるを知り、陰に之を去らんと欲す。

●〔東宮に勇毅はいらず〕會々上は東宮の衛士を選び以て上の台に入れ令む、顥は奏して稱す、
「若し盡く強者を取れば、恐らくは東宮の宿衛は太だ劣らん。」

上は色を作して曰く、

「我は時有りて出入す、宿衛は須く勇毅を得るべし。太子は德を東宮に^{そだ}毓てる、左右何ぞ壯士を^{もち}須いん！此れ極めて弊法（惡法）なり。我が意の如き者、恆に交番之日に於いて、分けて東宮に向かい、上下團（三十人）伍（五人）別けず、豈に佳事に非ずや！我は前代を熟見す、公は須く仍ほ舊風を踵くべからず。」

顥の子の表仁は、太子の女を娶り、故に上は此の言を以て之を防く。

●〔高顥の愛妾は男を生み、獨孤后は怒る〕顥の夫人は卒し、獨孤后は上に言つて曰く、

「高僕射は老い矣、而して夫人を喪う、陛下は何ぞ能く之が為に娶らざる！」

上は后の言を以て顥に告げる。顥は流涕して謝して曰く、

「臣は今已に老し、朝を退けば、唯だ齋居して佛經を讀み而して已む。陛下は哀を垂れる之深きと雖も、室を納れるに至りては、臣の願う所に非ず。」

上は乃ち止む。既に而して顥の愛妾は男を生み、上は之を聞き、極めて喜び、后は甚だ悦ばず。上は其の故を問い、后は曰く、

「陛下は尚ほ覆（^{続は復}）た高顥を信じる邪？始め、陛下は顥が為に娶らんと欲し、顥の心は愛妾に存し、面のあたりに陛下を欺く。今其の詐りは已に見われる、安んぞ之を信じるを得ん！」

上は是に由りて顥を疏んず。

● 「漢王は高潁を讒言」 遼を伐つ之役に、潁は固く諫めて、従わず、師に功無きに及び、后は上に言つて曰く、

「潁は初め行くを欲せず、陛下は強いて之を遣り、妾は固より其の功無きを知る矣！」

又た、上は漢王の年少きを以て、専ら軍事を潁に委ね、潁は任寄隆重なるを以て、毎に至公を懷い、自ら疑う之意無し、諒が言う所多く用いず。諒は甚だ之を銜み、還るに及び、泣いて后に言つて曰く、

「兒は倖に高潁の殺す所を免る。」

上は之を聞き、彌々平かならず。

● 「高潁はついに免職」 突厥を撃ち、白道に出ずるに及び、進みて磧(大磧、大砂磧砂漠)に入るを圖り、遣使して兵を請い、近臣は此に縁りて潁が反せんと欲すと言う。上は未だ答える所有らず、潁は已に突厥を破り而して還る。王世積が誅せらるるに及び、推核之際、宮禁中の事有り、

「潁の處に於いて之を得たり」

と云い、上は大いに驚く。有司は又た奏す、

「潁及び左右衛大將軍の元旻、元冑は、並せて世積と交通し、其の名馬之贈を受ける。」

旻、冑は坐して免官される。上柱國の賀若弼、吳州總管の宇文弼、刑部尚書(開皇三年に都官尚書を改めて置く)の薛冑、民部尚書の斛律孝卿、兵部尚書の柳述等は潁の無罪を明らかにし、上は愈々怒り、皆な以て吏に屬し、是より朝臣敢えて言う者無し。秋、八月、癸卯(39-30+1=10日)、潁は坐して上柱國、左僕射を免ぜられ、齊公を以て第に就く。

● 「楊堅は高潁を自ら負くと」 未だ幾くもならずして、上は秦王の俊の第に幸し、潁を召し宴に侍せしむ。潁は獻歎(むせび泣き)し悲しみ自ら勝たず、獨孤后も亦た之に對して泣く。上は潁に謂つて曰く、

「朕は公に負かず、公は自ら負く也。」

因りて侍臣に謂つて曰く、

「我は高潁に於いて、(10-225p) 兒子に勝れり、或は見ずと雖も、常に目前に似たり。其の解落(官を解き職を落とす)するより、瞑然として之を忘れ、本より高潁無きが如し。人臣は身を以て君を要して、自ら第一と雲う可からざる也。」

● 「高潁を殺さず、除名する」 之頃^{しばらく}して、潁の國令(隋の制では王国・公国には皆令あり大尉あり。潁の國令は上の指を承望して此を以て潁を誣うる)は潁の陰事を上りて、稱す、

「其の子の表仁は潁に謂つて曰く、司馬仲達は初め疾に托して朝せず(魏の邵陵厲公紀にあり)、遂に天下を有つ。公は今此に遇う、焉んぞ福に非ざるを知る！」

是に於いて上は大いに怒り、潁を内史省に囚え而して之を鞠す。憲司(法司)は復た奏す、

「沙門の真覺は嘗て潁に謂つて云く、明年國に大喪有り。」

尼令の暉は復た云う、

「十七、十八年、皇帝は大厄有り、十九年過ぎる可からず。」

上は聞き而して益々怒り、顧みて群臣に謂つて曰く、

「帝王は豈に力もて求む可けんや！孔子は大聖之才を以て、猶ほ天下を得ず。潁は子と言ひ、自ら晉帝に比す、此れ何の心乎！」

有司は之を斬るを請う。上は曰く、

「去年は虞慶則を殺し、今茲に王世積を斬り、如し更に潁を誅すれば、天下は其れ我を何と謂わん！」是に於いて除名して民と為す。

● **〔高頼の母の忠告〕** 頼は初め僕射（帝が禅譲されて同時に就任）と為り、其の母は之を戒めて曰く、

「汝は富貴は已に極まる、但だ一の斫頭有る耳、爾は其れ之を慎むべし！」

頼は是に由りて常に禍變を恐る。是に至り、頼は歡然として恨む色無し。是より先國子祭酒の元善は上に言つて曰く、

「楊素は粗疏、蘇威は怯懦、元冑、元頼は正に鴨に似たる（楚辭に曰く、寧ろ汎々として水中の鬼の若く並みと上下し、以て吾ず軀を全うせんかと。元善の意、蓋し此を謂う）耳。以て社稷を付す可き者は、唯だ獨り高頼のみ。」

上は初め之を然りとす。頼の罪を得るに及び、上は深く之を責め、善は憂懼し而して卒す。

● **〔牛弘の選挙〕** 九月、太常卿の牛弘を以て吏部尚書と為す。弘は選挙するに徳行を先にし而して文才を後にし、務めは審慎に在り、停緩を致すと雖も、其の進用する所は、並びて多く職に稱^{かな}う。吏部侍郎の高孝基は鑒賞機晤、清慎絶倫なり、然して爽俊は餘り有れども、跡は輕薄に似て、時幸多く此を以て之を疑う。唯だ弘のみ深く其の真を識り、心を推して任委す。隋之選挙は人を得、斯に於いて最と為し、時論は彌々弘の識度之遠きに服す。

突厥 **〔長孫晟の突厥対策〕** 冬、十月、甲午（30-29+1=2日）、突厥の突利可汗を以て意利珍豆啟民可汗と為し、華言（中華の言葉）の意では智健也。突厥の啟民に歸する者は男女萬餘口、上は長孫晟に命じて五萬人を將いて朔州に於いて大利城（山西省雁門道平魯県の西北、現・朔州市平魯区）を築き以て之を處く。時に安義公主（17年に突厥に嫁す）は已に卒し、復た晟をして節を持して宗女の義成公主を送り以て之に妻あわす。晟は奏す、

「染幹の部落は、歸する者益々衆く、長城之内に在ると雖も、猶ほ雍虞閭に抄掠せられ、寧居するを得ず。請う五原（鹽州）に徙り、河を以て固めと為し、夏（陝西省榆林道横山県の西、現・榆林市横山区）、勝（山西省托克托・薩拉齊二県の地、蒙古鄂爾多斯左翼及び茂明安の地を兼ねる、現・オルドス市）兩州之間に於いて、東西河に至り、南北四百里、掘りて横塹と為し、其の内に處ら令め、情に任せて（10-226p）畜牧するを得使めん。」

上は之に従う。

● **〔突厥の達頭対策〕** 又た上柱國の趙仲卿をして兵二萬を屯して啟民の為に達頭を防が令め、代州（山西省雁門道代県、現・忻州市代県）總管の韓洪等は歩騎一萬を將いて恆安（隋の馬邑軍雲内県の界にあり、山西省雁門道懷仁県の西南、現・朔州市懷仁市）に鎮す。達頭の騎十萬は來寇し、韓洪の軍は大敗し、仲卿は樂寧鎮より邀撃し、斬首虜は千餘級なり。

● **〔突厥攻撃、都藍死して大乱〕** 帝は越公の楊素を遣わして靈州に出で、行軍總管の韓僧壽をして慶州（甘肅省涇原道慶陽県、現・慶陽市慶陽県）に出で、太平公の史萬歳をして燕州（直隸省口北道涿鹿県、現・張家口市涿鹿県）に出で、大將軍の武威の姚辯をして河州（甘肅省蘭山道導河県、現・臨夏回族自治州臨夏市）に出で、以て都藍を撃たしむ。師未だ塞を出ず、十二月、乙未（31-28+1=4日）、都藍は部下の殺す所と為り、達頭は自ら立ちて步迦可汗と為り、其の國は大亂す。長孫晟は上に言つて曰く、

「今官軍は境に臨み、戦いて數々功有り、虜は内に自ら攜離し、其の主は殺される、此に乗じて招撫すれば、以て盡く降す可し。請う染幹の部下を遣わして分道して招慰せしめん。」

上は之に従う。降者は甚だ衆し。

令和5年11月10日 翻訳開始 11544文字

令和5年12月10日 翻訳終了 24427文字